

## [事案 28-107] 入院給付金支払請求

・平成 29 年 2 月 21 日 裁定終了

### <事案の概要>

2 度の入院について入院給付金請求をしたところ、約款に定める入院には該当しないなどとして支払いを拒否されたため、各入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 19 年 6 月に契約した生活習慣病保険および同年 7 月に契約した終身医療保険について、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 平成 26 年 12 月から平成 27 年 1 月まで、急性尿路感染症を原因として、中華人民共和国の病院に入院（入院 1）し、平成 27 年 3 月から同年 5 月まで、Ⅲ度高血圧および骨盤内炎症性疾患等を原因として、同病院に入院（入院 2）したところ、申立人に対する治療は、継続した投薬が必要であり、医師の判断の下、常に医師の管理下で治療がなされることが求められている。
- (2) 申立人の居住地と病院との間に到底通院できない距離があったことから、各治療は入院下でなされている。
- (3) 約款の趣旨および目的は、詐病等による作為的な保険事故に対する保険金の支払いを防止するものであるところ、申立人の保険事故は、医師の指示に従い、入院治療を行ったものであって、入院治療をするか否かに関して申立人に何らの作為もない。また、専門的な知識を有さない患者は、医師による判断の妥当性等を判断することはできないところ、結果的に行われた治療の外形のみを基準とすることは、保険制度の趣旨そのものを形骸化するおそれがある。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本件入院 1 および 2 のいずれについても、外形的には入院事実が認められるものの、安静を要する症状はなく、また、入院中における治療内容は投薬にとどまり、通院治療で十分対応できることから、「自宅等での治療が困難」とは認められない。
- (2) 給付金の支払対象となる「入院」に該当するためには、「被保険者である患者の客観的な症状が通院治療に困難をきたす程度のものである」ことが前提となっており、単に入院先の医療機関が被保険者の自宅等より遠方であるということだけで、「自宅等での治療が困難」ということはできない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人から、カルテの提出を受けるとともに、独自に第三者の医師の意見を求め、医学的判断の参考とした。なお、申立人が事情聴取を希望しなかったため、申立人に対する事情聴取は行っていない。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、提出された医療記録等からは、入院1および入院2について入院治療が必要であったとは認められず、また、約款や保険制度の趣旨に関する申立人の主張も認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込み

がないと判断して、業務規程第37条にもとづき手続を終了した。